

○松山大学・松山短期大学における公正な研究活動の促進に関する委員会規程

2007（平成19）年3月13日

制定

改正 2007（平成19）年10月16日

2014（平成26）年10月 7日

2017（平成29）年3月14日

2021（令和3）年4月6日

2024（令和6）年9月11日

2025（令和7）年4月28日

（設置）

第1条 松山大学及び松山短期大学における公正な研究活動の実施及び研究活動上の不正行為の防止を図るため、松山大学・松山短期大学公正研究委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の任務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- （1） 公正な研究を実施するための教育・啓発活動
- （2） その他公正な研究の実施及び研究活動上の不正行為の防止を図るために必要な活動

（委員会の構成）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1） 松山大学副学長のうち1名
- （2） 事務局長
- （3） 各学部から選出された委員 各1名
- （4） 短期大学から選出された委員 1名
- （5） 総合研究所長

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、第2条に規定する委員会の任務について総括する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

（任期）

第5条 第3条第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（定足数）

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

（意見の聴取）

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（委員の手当）

第8条 第3条第3号及び第4号の委員には別に定める手当を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、関係部局の協力を得て、図書館事務部総合研究所事務課において処理する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会及び教学会議の議を経て、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、2007（平成19）年4月1日から施行する。

附 則（2007（平成19）年10月16日）

この規程は、2007（平成19）年10月16日から施行する。

附 則（2014（平成26）年10月7日）

この規程は、2014（平成26）年10月7日から施行する。

附 則（2017（平成29）年3月14日）

この規程は、2017（平成29）年4月1日から施行する。

附 則（2021（令和3）年4月6日）

この規程は、2021（令和3）年4月6日から施行する。

附 則（2024（令和6）年9月11日）

この規程は、2024（令和6）年9月11日から施行し、2024（令和6）年4月1日から適用する。

附 則（2025（令和7）年4月28日）

この規程は、2025（令和7）年4月28日から施行し、2025（令和7）年4月1日から適用する。